

質問第二号

拉致被害者に対する基本方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年一月二十日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿



## 拉致被害者に対する基本方針に関する質問主意書

北朝鮮に拉致された日本人をいかに取り戻すか。政府の基本的立場、方針について質問します。

一 拉致問題の解決を求める運動団体はすべての拉致被害者の「即時一括帰国」を求めています。運動のスローガンとして本質的に正しいとわたしは判断しています。政府はこの方針に基づいて北朝鮮と交渉していくのですか。政府の基本的立場をお示しく下さい。あるいは政府が国民に対してスローガンとして掲げるならどうという言葉ですか。どう呼びかけていますか。いま現在の認識をお示しく下さい。

二 拉致被害者全員を一括して帰国させることと、生存が確認された拉致被害者の帰国を求めることは次元が違います。生存が確認された拉致被害者がいても「すべて」の拉致被害者が「一括」して帰国できなければ、政府は本人に安否確認し、帰国を求めないのですか。仮定の問題ではなく原則論としてお答えください。

三 拉致問題の大原則は北朝鮮に拉致被害者の原状回復を求めることです。政府はそれが拉致問題の原則だと認識していますか。また、「拉致被害者の原状回復」とは何か。政府の認識をお答えください。

四 拉致被害者の生存が確認されたなら、政府はただちに原状回復を求めますか。一般論でお答えください。

い。

右質問する。